

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

相続税対策のセミナーの講師を依頼されました。相続法の改正に伴い、マスコミも「知らないと損をする」と煽っています。節税という「得をしたような相続」は人生の幸不幸とは関係ありません。

相続人はプラスの財産もマイナスの財産も引き継ぎます。本当の相続対策は、対策を必要としない、親の財産を当てにしない子育てにあると思います。

目に見える財産に囚われず、自分の力で人生を切り開く知恵や勇気のような目に見えない財産を残していく道もあります。子は親の背中を見ています。

私の書棚より

○アフリカとオーストラリアと南北アメリカがヨーロッパ人の植民地になったのは、もとをたどると地理的な環境が理由だった。DNA や、性格や、知性とは何の関係もない。大陸の形と場所がすべてを決めたとも言える。

○満足と不満の両方がなければ、本物の幸福を得ることはできない。満足によって奴隷になるよりも、われわれには不満になる自由が必要なのだ。

「父が娘に語る経済の話」
ヤニス・バルファキス著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法人税法上の繰延資産には、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費のように任意で繰延資産計上できるものと、20万円以上で公共的、共同的施設の設置又は改良のために要する費用や建物等を賃借するために支出する権利金等のように繰延資産としての経理処理が強制されているものがあります。また、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費は任意償却が認められています。

開発費は、新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用で、調査、外部委託、広告宣伝、展示会出展、パンフレット印刷等の費用が該当します。

□令和元年10月1日から、消費税の税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

飲食料品の売上がある免税事業者は、課税事業者との取引を行う場合には、一般税率と軽減税率の区分が必要な区分記載請求書の交付を求められる場合もあります。

さらに免税事業者は、令和5年10月1日からは、事前に課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録をしなければ、課税事業者である取引先が仕入税額控除できないこととなります。ただし、その後3年間は80%、さらにその後3年間は50%仕入税額控除ができる経過措置があります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○ 8月分の源泉所得税の納付	30日	○ 9月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
30日	○ 7月決算法人の確定申告 ○ 2年1月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10月、2年1月、4月決算法人の消費税中間申告		

今月の贈る言葉『欠点はかくすものではない。利用するものだ。』 by 宇野千代